

女川町建設工事競争入札参加心得

(趣旨)

第一条 女川町が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「入札者」という。）は、女川町財務規則（昭和五十年女川町規則第十二号）及び女川町建設工事執行規則（昭和三十九年規則第八号。以下「執行規則」という。）その他法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

（入札参加の失格）

第二条 入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）は、次のいずれかに該当するときは、失格として、入札又は再度入札に参加することができない。

一 入札者が入札期日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七條の四の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。

二 入札期日において、入札者が執行規則第四条に規定する競争入札に参加する資格及び競争入札において同規則第六條の規定により工事執行者が定め公告した資格を有しなくなつたとき。

三 入札期日において、入札者が指名競争入札の指名を取り消されたとき。

四 入札期日において、入札者が女川町から指名停止を受けている期間中であるとき。

五 入札期日において、会社更正法（昭和二十七年法律第七十二号）に基づき更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法（平成十一年法律二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てをしているとき。

六 入札期日において、銀行取引停止となったとき。

七 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。

八 入札者が、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

九 入札者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。

十 入札者等が、競争入札の公告又は指名の通知に示した入札参加条件に違反したとき。

十一 最低制限価格を設けた場合において、入札者等が、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。

十二 入札者等が、公正な価格を害し、若しくは不正の利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。

十三 入札者等が、正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

十四 入札執行者が、入札者等が次のいずれかに該当するとして、失格としたとき。

イ 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。

ロ 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

（入札保証金）

第三条 入札者等は、入札の前に、その見積る入札金額の百分の五以上の入札保証金又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免

除された場合は、この限りでない。

2 入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者には契約締結後に、落札者以外の者には入札終了後に還付する。

3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は町に帰属する。
(設計図書等の取扱等)

第四条 入札者等は、この心得、現場説明事項書、図面、仕様書及び添付書類等(以下「設計図書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。

2 入札者等は、設計図書等について疑義があるときは、入札公告、指名通知又は設計図書等(以下「入札公告等」という。)に定めるところにより質問をすることができる。

3 入札者等は、閲覧に供している設計図書等の貸出しをしている場合には、貸出しを受けた設計図書等は指定の期間内に返却しなければならない。

4 入札者等は、入札公告等により指定された場所で設計図書等を有料で複写することができる。

5 入札者等は、配布された設計図書等を入札に持参し、入札執行者の指示に従い返還しなければならない。ただし、入札公告等に指示がある場合は、この指示によることとする。

(入札等)

第五条 代理人をもって入札する場合、代理人は、入札に関する入札者からの委任状を持参の上、入札の前に提出しなければならない。

2 入札書は、執行規則第十四条に定める様式によるものとし、入札者が記名・押印しな

ければならない。代理人が入札書を提出する場合にあつては、委任者を併記の上、代理人は氏名を記載するとともに押印しなければならない。

3 提出する入札書の記載事項の訂正は、訂正印を押印することとするが、入札金額の訂正は認めない。また、既に提出した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。

4 入札書は、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

5 入札者等は、入札に際し入札書に使用する印鑑を持参しなければならない。

6 入札者等は、入札公告等により、入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い、提出しなければならない。

7 前項の工事費内訳書は、返戻しない。

(入札の辞退)

第六条 入札者等は、入札書提出前に限り、次のいずれかの方法により、いつでも入札を辞退することができるものとする。

一 入札執行前に辞退する場合は、入札辞退届(別紙様式)を入札執行者に直接提出する。

二 入札執行中に辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出する。

三 一回目の入札を辞退した者は、再度入札に参加することはできない。

2 入札を辞退した者は、入札の辞退を理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものでない。

(公正な入札の確保)

第七条 入札者等は、独禁法等に抵触する行為その他の不正行為を行ってはならない。

2 入札者等は、入札に当たり、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思などについて、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならぬ。

3 入札者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札者等は、指名の状況、入札意思等の適正な入札の執行に支障があるおそれのある情報について、入札前に組織的に情報交換してはならない。

(入札の延期等)

第八条 入札執行者は、天災、地変等により入札の執行が困難なとき、入札が適正に行われないおそれがあるとき若しくはあったとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(開札)

第九条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者立会いのもとに行うものとする。

2 入札を行った者がやむを得ず立ち会えないときは、当該入札事務を直接担当していない女川町職員の立会いの下に行うものとする。

(入札の無効等)

第十条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 第二条に規定する競争に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- 二 同一件名の入札において、入札者等が二以上の入札をしたとき。

三 入札書の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないとき認められるとき。

イ 入札者等の記名押印及び訂正印を欠く入札

ロ 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札

ハ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

ニ 工事名等の錯誤がある入札

四 虚偽の入札参加資格確認申請等を行っていた入札

(落札者の決定)

第十一条 有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札公告等又は入札執行者の指示に従い、必要な書類を提出しないときは、入札参加資格がないものとみなす。

4 落札となるべき同価格の入札をした入札者等が、二人以上あるときは、直ちに当該入札者等にくじを引かせて落札者を決める

5 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務を直接担当していない女川町職員がくじを引くものとする。

6 落札者は、確認のため入札書又は見積書に押印するものとする。

(再度入札)

第十二条 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格をあらかじめ公表しているときは、再度入札を行わない。

2 再度の入札回数は、原則として一回とする。ただし、入札執行者が必要と認められた場合は、この限りでない。

3 入札及び再度入札において落札者がいないときは、原則として、政令第六十七條の二第一項第六号の規定による随意契約のための見積もり合わせは行わない。ただし、入札執行者が必要と認められた場合は、この限りでない。

(契約保証金等)

第十三条 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の百分の十以上の契約保証又は執行規則第二十一条に基づく契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(契約)

第十四条 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の翌日から七日以内に入札執行者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。

一 落札者等が、政令百六十七條の四の規定に該当するとき(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。)

二 落札者が女川町から指名停止を受けたとき。

(配置技術者の届出)

第十五条 入札者等又は落札者は、入札公告等により技術者の配置条件が示されている場合は、当該条件に適合する配置技術者の氏名及び所持する資格等を別に定める配置技術者届出書により入札公告等の指示に従い提出しなければならない。

2 前項の届出書には、配置技術者の資格を証する免許証、資格者証の写しその他の書類を添付しなければならない。

3 入札者等又は落札者が、入札公告等の指示に従い配置技術者届出書を提出しないときは、入札参加資格がないものとみなす。

4 届出のあった配置技術者の資格が入札公告等で示した条件に適合しないときは、当該届出書を提出した入札参加者のした入札は無効とする。

5 入札公告等により技術者の配置条件が示されていない場合において、落札者は、執行規則第十九条第一項に規定する契約(以下「契約」という。)を締結したときは、建設業法(昭和二十四年法律第百号)に定めるところにより適正に技術者を配置しなければならない。

(仮契約)

第十六条 請負契約予定額が五千万円以上の場合には、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年女川町条例第十号)の規定により、町議会の議決を得てから契約の効力が生ずることとなるので、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

(下請負の制限)

第十七条 請負者は、請負工事に関し、一括して他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 請負者は、請負工事に関し、工事執行者があらかじめ指定した部分を他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 請負者は、請負工事の一部を他の者に委任し、又は請け負わせようとするときは、工事執行者の承認を得なければならない。

4 請負者が落札した請負工事の入札に参加した他の者に、請負工事の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、原則的に第三項に規定する承認をしない。ただし、請負者が直接的に施工できない工事若しくは特殊工法による工事等相応の理由がある場合又は一部工種の下請負でかつ下請負金額が請負代金額の概ね三割に満たない場合については、この限りでない。

5 請負者が請負者の同一又は上位ランクの他の者へ下請負しようとするとき(他の者が請負者の受注工事の入札参加者であるときは前項の規定によるものとする。)は、原則的に第三項に規定する承認をしない。ただし、請負者が直接的に施工できない工事若しくは特殊工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負でかつ下請負金額が請負代金額の概ね五割に満たない場合については、この限りでない。

(異議の申立て)

第十八条 入札をした者は、入札後、この心得、入札公告等、指名通知又は設計図書等についての不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成十五年十月一日から施行する。
- 2 女川町建設工事制限付一般競争入札及び指名競争入札参加心得（平成十二年女川町訓令甲第三十号）は、廃止する。